

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱
第一 国派遣職員に係る特例

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第七十八条第一項に規定する国派遣職員は、国家公務員倫理規程第四条第三項の規定の適用については、国家公務員法第八十二条第二項に規定する特別職国家公務員等とみなすものとする事。 (本則関係)

第二 附則

この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十二月一日）から施行すること。 (附則関係)